

羽生市の公共施設における放射線量の測定・除染等の対応方針

平成24年1月 市長決裁

1. 目的

本市の公共施設内の放射線量を測定し、その結果を公表するとともに、必要に応じて除染等を行い放射線量の低減を行うことにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

2. 放射線量の測定・除染等に関する考え方

平成23年8月26日に原子力対策本部が示した除染に関する緊急実施基本方針では、「除染実施における暫定目標」として、国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年基本勧告及び原子力安全委員会の「基本的考え方」を踏まえ、緊急時被ばく状況にある地域を段階的に縮小するとともに、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることとしている。また、同方針の除染の進め方では、追加被ばく線量がおおむね年間1ミリシーベルト以下の地域にあっては、「基本的に市町村単位での面的な除染が必要な線量の水準ではない。」としている。

さらに、平成23年10月21日に国が示した「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」では、「周辺より放射線量の高い箇所(地表から1m高さの空間線量が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所)を地方公共団体が発見した場合は、文部科学省へその旨の連絡を行うとともに、可能な範囲で簡易な除染を行うことを要請する。」としている。併せて、平成23年11月14日に埼玉県が示した、「県有施設における測定・除染の対応方針」においても、局所的に放射線量が高い箇所における除染の要否判断の目安として「周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値」を運用するとし、更に放射線の影響を受けやすい子どもたちが安心して生活できる環境を整える必要があることから地表面からの高さを国の基準より厳しく(1cm, 50cm, 1m)定めている。

これらを受けて、本市の「放射線量の測定・除染等の対応方針」については、国より厳しい基準を定めた埼玉県の基準を参考とし、空間放射線量の高い箇所が「面的な広がりを持つ場合」と「局所的な場合(ホットスポット)」の2つに分けて以下のとおり定めるものとする。

(1) 「面的な広がりを持つ場合」の除染目安について

一般環境への影響を考慮して、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト(毎時換算0.19マイクロシーベルト)を基本とし、これに由来からの自然

放射線量（毎時 0.04 マイクロシーベルト）を勘案して、毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える数値が測定された場合については、除染を実施するものとする。

上記の測定方法については、次のとおりとする。

① 測定の位置

- ・グラウンドの中心など建物から十分離れたところを計測する。
※この場合、側溝や排出口、植栽、砂場、低地など比較的放射線量が高いとされている局所的な場所は除く

② 測定の高さ

- ・地上高：1m（小学生以下が利用する施設：50 c m）の高さを計測する。

③ 測定回数

- ・測定は、10秒間隔で5回（測定値は平均した値を使用する。）

(2) 「局所的な場合（ホットスポット）」の除染目安について

当該施設の敷地の側溝や排出口、植栽、砂場、低地などの周辺より比較的放射線量が高いとされている局所的な場所（ホットスポット）の放射線量が毎時1マイクロシーベルト以上高い箇所があった場合については、除染を実施するものとする。

上記の測定方法等については、次のとおりとする。

① 測定の位置

- ・側溝や排出口、植栽、砂場、低地などの周辺より比較的放射線量が高いとされている局所的な箇所

② 測定の高さ

- I 中学生以上が利用する施設の高線量予測箇所
 - ・測定の高さ：地上高：1m
- II 小学生以下が利用する施設の高線量予測箇所
 - ・測定の高さ：地上高：50 c m
- III こどもが接する機会が多い高線量予測箇所
 - ・測定の高さ：地上高：1 c m

上記の測定の高さは、原則を示したものであり、運用にあたっては施設の具体的な利用状況を勘案して施設管理者が個別に判断する。

（例1）中学生以上が利用する施設であって車いすの利用者がいる場合などは小学生以下が利用する施設と見なして50 c mの高さで測定する。

（例2）中学生以上が利用する施設も休日に小学生がグラウンドを利用す

る場合などは、小学生以下が利用する施設と見なして50cmの高さで測定する。

(例3) 砂場や滑り台の下などは子どもが直に接する機会が多い高線量予測箇所として1cmの高さで測定する。

③ 測定回数

10秒間隔で5回(測定値は、平均した値を使用する。)

※ 測定方法等の詳細等については埼玉県「県有施設における測定・除染の対応方針」を参照

3. 測定及び除染を実施する優先順位の考え方

除染の実施を判断する目安を超える地点の測定及び除染については、特に子どもが多く利用する施設、場所等(保育園、小中学校、公園等)を優先し、その他の公共施設等については、必要に応じて段階的に実施するものとする。また、市民等の測定により目安を超える数値の通報があった場合は、当該施設の管理者等で再測定を行うものとする。

4. 除染の実施

当該施設の管理者等は、除染の実施を判断する目安を超えた場合は、汚染箇所の状況、広さ、人が近づく頻度などを勘案し、総合的に除染の内容(作業の難易度や規模などにより、自ら実施することができる作業と安全性や効率性などから専門事業者へ依頼して実施すべき作業)を判断するものとする。

(1) 「面的な広がりを持つ場合」の除染目安を超えた場合

面的な除染実施を判断する目安を超えたことが確認された場合については、当面の対策として、施設の管理者等が囲いや柵を設けて立ち入りを制限する等の措置を施し、別途「羽生市災害対策本部」で除染方法等の協議を行い決定するものとする。

(2) 「局所的(ホットスポット)」の除染目安を超えた場合

施設の管理者等は、「市町村による除染実施ガイドライン(原子力対策本部:平成23年8月26日公表)」及び「除染関係ガイドライン(環境省:平成23年12月)」を参考とし、以下のとおり簡易な除染を実施するものとする。

なお、直ちに除染できない場合については、囲いや柵を設けて立ち入りを制限する等の措置を施すものとする。

① 除染方法

側溝の清掃、雨樋の清掃、落葉の清掃、壁の洗浄、表土のはぎ

取り、芝生のはぎ取りなど

※ 表土の剥ぎ取りは、5 c mを目安とする。

② 土壌、落葉等の処理

原則、当該敷地内に埋設するための穴を掘り、中にはぎ取った土、汚泥、落葉等を入れ、30 cm以上の覆土を実施する。

※ 除去表土等の量、発生元等について記録、保存する。

5. 除染後の測定

施設の管理者等は、除染作業の終了後、その効果を確認するための放射線量の測定を行い、その後も定期的に測定を行うものとする。

6. 除染等の進行管理

各施設の管理者等が測定した放射線量の値のまとめ、除染等の進捗状況の把握については環境課で行い、必要に応じて、「羽生市災害対策本部」に報告するとともに、除染等の対策について協議するものとする。

7. 実施状況の公表

本方針に基づく、放射線量の測定結果については、市広報及びホームページ等により公表するものとする。

8. 対応方針の見直し

この方針は、今後の国、県等の方針等を参考にし、必要に応じて随時見直しするものとする。